

新地町地域防災計画

第5章 個別災害対策計画

第5章 - 6 大規模な火事災害対策計画

目 次（大規模な火事災害対策計画）

第1節	大規模な火事災害予防対策.....	1
第1	計画の目的.....	1
第2	災害に強いまちづくりの形成.....	1
第3	大規模な火事災害防止のための情報の充実.....	2
第4	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え.....	2
第5	防災知識の普及・啓発.....	3
第6	要配慮者対策.....	3
第2節	大規模な火事災害応急対策計画.....	4
第1	災害情報の収集伝達.....	4
第2	活動体制の確立.....	4
第3	捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動.....	5
第4	交通規制措置.....	5
第5	避難誘導.....	5
第6	要配慮者対策.....	6
第7	災害広報.....	6
第3節	大規模な火事災害復旧・復興計画.....	7

第1節 大規模な火事災害予防対策

第1 計画の目的

住宅の密集化や建築物の上層化等により、市街地における火災は大規模化する危険性が増していることから、多数の死傷者等が発生する大規模な火事災害を予防し、被害の拡大防止又は被害の軽減を図るための対策について定める。

第2 災害に強いまちづくりの形成

1 災害に強いまちの形成

町及び県は、火事による被害を防止・軽減するため、土地利用の規制・誘導、避難地、避難路の整備、建築物の不燃化等の施策を総合的に推進する。

(1) 防災空間の整備

町及び県（都市総室）は、幹線道路や河川等との連携を図り、大規模な火事災害の発生時に避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点等となる都市公園の計画的な配置を行うとともに、避難路及び消防活動困難区域の解消のため、十分な幅員を持った道路整備を推進する。

(2) 建築物の不燃化の推進

町及び県（都市総室、建築総室）は、防火地域及び準防火地域の指定による防災に配慮した土地利用を図り、建築物の不燃化を推進する。

2 火災に対する建築物の安全化

(1) 消防用設備等の整備、維持管理

町、県（危機管理総室）、消防新地分署、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の設置を促進する。消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。

(2) 建築物の防火管理体制

ア 消防新地分署は、火事等の災害から人的、物的損害を最小限度に抑えるため、学校、病院、工場等の防火対策物における防火管理者の設置について指導し、防火管理体制の強化に努める。

イ 消防新地分署は、「第2章 災害予防計画 第10節 火災予防対策 第1 火災予防対策 3 防火管理者制度の効果的運用」に基づき、防火管理者に対し、消防計画の作成、消火、通報及び避難誘導等防火管理上必要な業務について指導を行い、防火管理体制の充実を図る。

(3) 建築物の安全対策の推進

ア 県（建築総室）及び町は、建築基準法第12条に定める定期報告により、特殊建築物等の防火、避難対策に重点をおいて補修、補強又は改善等の指導を行い、建築物の維持管理の適正化及び防災性の向上を図る。

イ 消防新地分署は、宿泊施設、スーパーマーケット等不特定多数の者を収容する施設（防火基準適合表示制度「適マーク」対象施設）については、予防査察時に防火安全対策について適切に指導する。

第3 大規模な火事災害防止のための情報の充実

1 気象情報の収集及び伝達

町及び県（危機管理総室）は、大規模な火事災害防止のため、福島県総合情報通信ネットワーク、防災行政無線等を利用し、福島地方気象台等と連携の上で、気象特別警報・気象警報・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、町民等に速やかに伝達して注意を促す。また、気象状況の変化に対応した予防対策を講ずる。

2 火災気象通報の伝達及び火災警報等

町は、県（危機管理総室）から通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、火災に関する警報を発することができる。

第4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 防災情報通信網等の整備

町は、防災行政無線等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

2 応援協力体制の整備

- (1) 町、県（危機管理総室）及び防災関係機関は、大規模な火事災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村等との応援協力体制の整備を図る。
- (2) 町、県（危機管理総室）、及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるようあらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟する。

3 救助・救急及び医療（助産）救護

- (1) 町、県（危機管理総室、健康衛生総室）及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずる。
- (2) 町及び県（危機管理総室、健康衛生総室）は、あらかじめ消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努める。

4 消防力の強化

- (1) 町は、大規模な火事に備えて、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、プール等の指定消防水利としての活用等により消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。
- (2) 町は、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努める。
- (3) 町は、消防新地分署、消防団、行政区（自主防災組織）等の連携強化に努める。

5 避難対策

町は、避難対策について迅速な対応ができるように、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から町民への周知徹底に努めるとともに、「第2章 災害予防計画 第4節 避難体制の確

立」の定めにより、必要な措置を講ずる。

6 防災訓練の実施

町、県（危機管理総室）及び防災関係機関は、消防団や行政区（自主防災組織）等と連携を図り、大規模な火事災害を想定した消火、救助・救急等について実践的な防災訓練の実施に努める。

第5 防災知識の普及・啓発

県（危機管理総室）、町及び防災関係機関は、全国火災予防運動、防災週間、建築物防災週間等を通じ、町民等に対して大規模な火事災害の危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発に努める。

第6 要配慮者対策

町及び県（危機管理総室、生活環境総室、保健福祉部各総室）は、「第2章 災害予防計画 第4節 避難体制の確立」及び「第2章 災害予計画 第5節 要配慮者の安全確保」による防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生児童委員、消防団、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

第2節 大規模な火事災害応急対策計画

第1 災害情報の収集伝達

- 1 大規模な火事災害が発生した場合、事故原因者又は発見者は、直ちに消防新地分署に連絡する。
- 2 大規模な火事災害対応に係る関係者相互の情報伝達系統については、「大規模火事災害情報伝達系統（別図1）」による。
- 3 県（危機管理総室）及び警察本部は、必要に応じて県消防防災ヘリコプター及びテレビカメラ搭載の県警ヘリコプター（ヘリテレ「可視カメラ及び赤外線カメラ」）による上空からの被害状況の把握を行う。
- 4 町及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「第3章 災害応急対策計画 第2節 情報の収集・伝達」により実施する。

なお、町及び相馬地方広域消防本部から県（危機管理総室）への大規模な火事災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統—2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」により連絡する。

第2 活動体制の確立

1 県の活動体制

災害の状況に応じて、情報収集・連絡・応急対策等を円滑に実施するため、事前配備体制、警戒配備、特別警戒配備へ移行し、職員の動員配備を行うなどの必要な措置を講じる。

なお、災害の規模又は被害の状況等から必要があると認める場合は、災害対策本部及び現地災害対策本部を設置する。

2 町の活動体制

- (1) 町は、発災後速やかに職員を非常招集し、情報収集伝達体制の確立を図る。また、応急対策等を円滑に実施するため、警戒配備体制又は災害対策本部の設置等必要な体制をとる。なお、災害の特殊性を考慮し、町長の指示により配備計画の人員によらない配備ができる。
- (2) 町は、職員の災害現場への派遣及び状況報告又は状況に応じて県消防防災ヘリコプター等の応援要請を実施する

3 事業者の活動体制

事業者は、発災後速やかに職員を非常招集、情報収集伝達体制の確立等必要な体制をとり、自衛消防組織等による初期消火、延焼防止活動、流出防止活動等災害の拡大防止のために必要な措置を講ずる。

4 相互応援協力

- (1) 町長は、大規模な火事災害の規模が町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「第3章 災害応急対策計画 第4節 行政機関及び防災協定団体等への応援要請」により、知事又は他の市町村長の応援又は応援のあっせんを求める。
- (2) 相馬地方広域消防本部は、大規模な火事災害の規模が町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、関係機関と調整のうえ、県内消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対して応援を要請する。

5 自衛隊の災害派遣

町長は、大規模な火事災害の発生により、人命救助及び被害の拡大を防止するために必要があると判断したときは、「第3章 災害応急対策計画 第5節 自衛隊への災害派遣要請」の定めにより、知事に自衛隊の派遣要請をする。

第3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

1 県、警察本部の活動

- (1) 県（危機管理総室）は、町長の要請に基づいて、消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等を実施する。
- (2) 警察本部は、消防新地分署等と連携して救出救助活動を行う。
- (3) 県（危機管理総室）は、町長から要請があったときは自衛隊に対し災害派遣を要請する。

2 町の活動

町は、消防新地分署、警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

3 相馬地方広域消防本部（消防新地分署）の活動

- (1) 捜索、救助・救急、医療（助産）救護活動
相馬地方広域消防本部は、保有する資機材を活用して町、警察本部、医療機関等と連携し、救助・救急活動を行う。
- (2) 消火活動
 - ア 相馬地方広域消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
 - イ 相馬地方広域消防本部は、大規模な火災が発生して、消防水の供給が不足し、緊急的にコンクリートミキサー車等を活用した水の供給が必要な場合は、県と県生コンクリート工業組合が締結した「災害時等における消防水等の供給支援に関する協定」に基づき、県を通じて同組合に協力要請を求める。

第4 交通規制措置

このことについては、「第3章 災害応急対策計画 第16節 災害警備活動及び交通規制対策」を参照する。

第5 避難誘導

町長は、大規模な火事災害により住家等への被害拡大の危険性があると判断したときは、人命の安全を第一に、「第3章 災害応急対策計画 第6節 避難対策」により、町民等に対して避難の指示等の必要な措置を講ずる。また、「第3章 災害応急対策計画 第7節 避難所の開設・管理」により、避難所を開設する。

第6 要配慮者対策

町及び県（危機管理総室、生活環境総室、保健福祉部各総室）等は、要配慮者に対して、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、「第3章 災害応急対策計画 第6節 避難対策」及び「第3章 災害応急対策計画 第8節 要配慮者対策」により、必要な措置を講ずる。

第7 災害広報

町は、県や関係機関等と連携し、大規模な火事災害の状況、安否情報、避難の必要性、ライフライン等の復旧状況、交通規制、火器使用の制限又は禁止等の危険防止措置の内容等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対して適切に広報するとともに、「第3章 災害応急対策計画 第3節 災害時の広報」により必要な措置を講ずる。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施する。

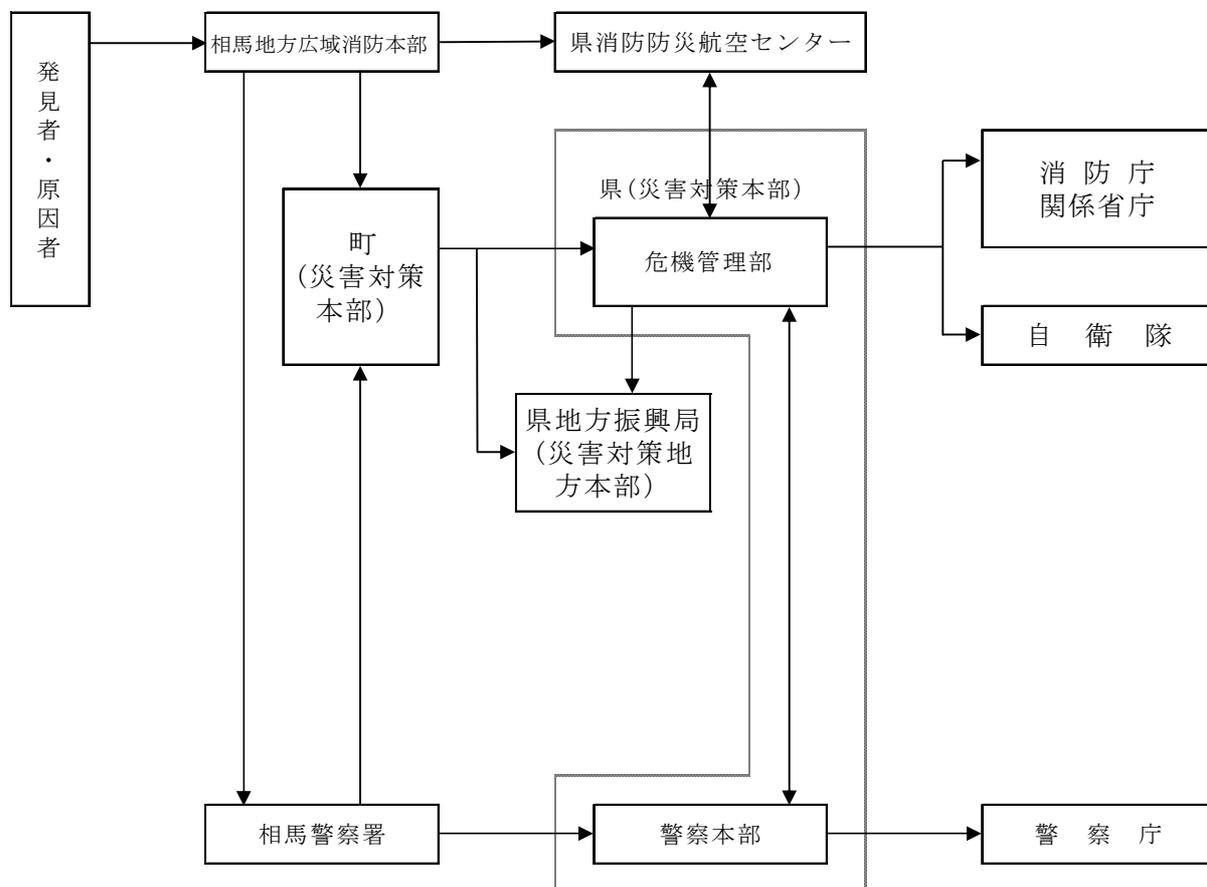
第3節 大規模な火事災害復旧・復興計画

町、県（危機管理総室）及び関係機関は、国と連携してあらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援に関する計画を活用し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行う又は支援する。

復旧・復興対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第4章 災害復旧・復興計画」に定める。

別図 1

大規模な火事災害情報伝達系統



※ この矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものである。関係機関は、応急対策の活動に係る情報については必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行う。